

第54回 定時株主総会

招集ご通知

П	П土
Н	⊓ , +
_	Lu

2021年6月10日(木曜日) 午前10時(受付開始 午前9時)

場所

栃木県小山市神鳥谷202番地 小山グランドホテル(2階)

日 次

第54回定時株主総会招集ご通知	1
[提供書面] 事業報告 連結計算書類 計算書類 監査報告	6 24 27 30
[株主総会参考書類] 第 1 号議案:剰余金の処分の件	38

第2号議案:取締役5名選仟の件

【新型コロナウイルス感染予防に関するお願い】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、株主様には可能な限り書面またはインターネット等による議決権の事前行使をお願い申しあげます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブ サイト(アドレス:http://www.cawachi.co.jp/)に掲載させていただきます。

株式会社 カワチ薬品

39

株主各位

栃木県小山市大字卒島1293番地 株式会社 カワチ薬品 代表取締役社長 河 内 伸 二

第54回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申しあげます。

さて、当社第54回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、株主様には可能な限り書面またはインターネット等による議決権の事前行使をお願い申しあげます。議決権の事前行使にあたっては、「議決権行使についてのご案内」に記載のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- 1. 日 時 2021年6月10日(木曜日)午前10時(受付開始 午前9時)
- 2. 場 所 栃木県小山市神鳥谷202番地 小山グランドホテル (2階) (末尾の会場ご案内をご参照ください。)
- 3. 目的事項
 - 報告事項 1. 第54期(2020年3月16日から2021年3月15日まで)事業報告、連結計算書 類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2. 第54期(2020年3月16日から2021年3月15日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役5名選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、『連結注記表』及び『個別注記表』につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス http://www.cawachi.co.jp/)に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。なお、本招集ご通知の提供書面は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

また、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス http://www.cawachi.co.jp/)に掲載させていただきます。

【新型コロナウイルス感染予防に関するご案内】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、株主総会の開催方針を以下のとおりとさせていただきます。

何卒ご理解、ご協力のほど、よろしくお願い申しあげます。

○当社の対応について

- ・当日は、当社出席者及び運営スタッフは、マスクを着用させていただきます。
- 会場出入り口付近にアルコール消毒液を設置いたします。
- ・株主様のお席の間隔を広く取るため、十分な席数が確保できない可能性がございます。
- ・受付において、サーモグラフィで体温チェックをさせていただきます。37.5℃以上の発熱が見受けられる方には、運営スタッフがお声がけのうえ、ご入場をお断りさせていただく場合がございますので、予めご了承ください。

○株主様へのお願い

- ・新型コロナウイルスの感染拡大の状況にご留意いただき、健康状態に関わらず、ご出席を見合わせることもご検討ください。
 - 特に、感染による影響が大きくなると見込まれるご高齢の株主様や基礎疾患のある株主様、妊娠されている株主様におかれましては、ご出席を見合わせることを強くお勧めいたします。
- ・ご出席される株主様におかれましては、マスクご着用のうえご来場くださいますよう、ご協力 をお願いいたします。また、ご入場の際は、アルコール消毒液での手指消毒に、ご協力をお願 いいたします。
- ・当日、ご出席されない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ですが、そちらのご利用も併せてご検討ください。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス:http://www.cawachi.co.jp/)に掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。 後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげ ます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付 にご提出ください。

日時

2021年6月10日 (木曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)



書面(郵送)で議決権を 行使される場合

下記「議決権行使書用紙のご記入方法 のご案内」に従って、同封の議決権行 使書用紙に議案に対する賛否をご表 示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年6月9日 (水曜日) 午後5時到着分まで



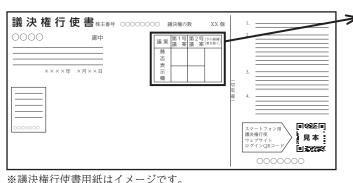
インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の替否 をご入力ください。

行使期限

2021年6月9日 (水曜日) 午後5時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



≫こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 「替」の欄に〇印
- 賛成の場合 ● 反対する場合
- ≫ 「否」の欄にO印

第2号議案

- 全員賛成の場合
- 全員反対する場合
- 「否」の欄に〇印
 - 「賛」の欄に〇印をし、

「賛」の欄にO印

- 一部の候補者を 反対する場合
 - 反対する候補者の番号を ご記入ください。

書面(郵送)およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取 り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り 扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使 l

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが PC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の 「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、 再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイト へ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル 電話番号: 0120-652-031 (フリーダイヤル) (受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICIの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

(提供書面)

事 業 報 告

(2020年3月16日から) (2021年3月15日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により停滞していた経済活動が、徐々に再開するにつれ持ち直しの動きがみられたものの、感染症は再拡大傾向となる等、収束の見通しが立たないこと等から、先行き不透明なまま推移いたしました。個人消費につきましては、将来の各種負担増に加え、経済の下振れリスク等の懸念もあり、節約志向は続いております。一方、新しい生活様式への対応に加え、感染拡大傾向となるにつれ、予防関連商材は堅調に推移するとともに、緩和されつつも外出自粛傾向は続いたこと等から内食需要や生活必需品等の需要は増加する等の傾向となりました。

当社グループが属するドラッグストア業界におきましては、感染症予防関連商材や外出自 粛に伴う関連商材の販売動向は堅調となる一方、インバウンド需要低迷の他、競合各社の出 店増、異業種・異業態間における価格競争の熾烈化は続いており、経営環境は一層厳しさを 増しております。

このような中、当社グループにおきましては、有事における小売業としての使命を果たすべく、その機能強化に努め、医薬関連商材や生活必需品等の商品の集荷及び供給に努めてまいりました。また、創業60周年を迎えたことから記念キャンペーンを実施いたしました。

新規出店につきましては、既存地区である、栃木県に5店舗、福島県、茨城県、埼玉県に各1店舗、計8店舗を出店いたしました。調剤薬局につきましては、栃木県に3件、宮城県、山形県、福島県、茨城県に各1件、計7件を既存店に併設いたしました。なお、新潟県の1店舗を退店いたしました。

これにより当社グループの店舗数は、計346店舗(内、調剤併設123店舗)となりました。以上の結果、当連結会計年度の売上高は2,844億92百万円(前期比5.2%増)となりました。一方利益につきましては、前年の新ポイントカード移行に伴うポイント引当金の影響がなくなったこと等に加え、予防関連商材等の需要増により粗利益率を押し上げたことや、販促施策の見直しに伴い広告宣伝費等の販管費が抑制されたこと等から、営業利益は105億60百万円(前期比86.1%増)、経常利益は115億81百万円(前期比76.2%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は71億9百万円(前期比86.0%増)となりました。

なお、当社グループの部門別の売上高は次のとおりです。

	部門		前連結会 (2020年)	計年度3月期)	当連結会 (2021年)	当連結会計年度 (2021年3月期)					
			売上高	構成比	年度比						
			百万円	%	百万円	%	%				
医	薬	品	46,527	17.3	50,958	18.0	109.5				
化	粧	品	22,621	8.4	20,680	7.3	91.4				
雑		貨	76,221	28.3	79,613	28.1	104.4				
_	般 食	品	124,046	46.0	132,338	46.6	106.7				
	計		269,417	100.0	283,591	100.0	105.3				

(注) 上記金額には、不動産賃貸収入は含まれておりません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、32億97百万円であります。その主なものは、 新規出店8店舗によるものであります。

- ③ 資金調達の状況 特に記載すべき事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況 該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況 該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

[X.	分	第 51 期 (2018年3月期)	第 52 期 (2019年3月期)	第 53 期 (2020年 3 月期)	第 54 期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売	上	高 (百万円)	268,205	265,788	270,313	284,492
経	常 利	益 (百万円)	6,060	5,517	6,573	11,581
親会	社株主に帰属 期 純 利	する 益 (百万円)	3,869	2,016	3,822	7,109
1株	当たり当期純	利益 (円)	169.71	88.44	170.36	318.73
総	資	産 (百万円)	183,303	182,944	188,190	194,100
純	資	産 (百万円)	91,880	92,878	94,699	100,857
1 株	当たり純資原	産額 (円)	4,028.96	4,070.17	4,243.64	4,517.46

- (注) 1. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第53期 の期首から適用しており、第52期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後 の金額となっております。
 - 2. 第53期の期首より「不動産賃貸取引に係る賃貸収入及び賃貸原価」について表示方法の変更を行っており、第52期の売上高については当該表示方法の変更を遡って適用した後の金額となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

	区		分	第 51 期 (2018年 3 月期)	第 52 期 (2019年3月期)	第 53 期 (2020年 3 月期)	第 54 期 (当事業年度) (2021年3月期)
売	上		高 (百万円)	248,872	246,768	251,871	266,394
経	常	利	益(百万円)	6,176	5,606	6,314	11,423
当	期純	利	益 (百万円)	4,262	2,530	3,571	7,044
1株	当たり当	期純和	利益 (円)	186.96	110.95	159.17	315.86
総	資		産 (百万円)	178,705	178,712	183,639	189,625
純	資		産 (百万円)	92,226	93,742	95,312	101,406
1 柞	朱当たり糸	屯資產	崔額 (円)	4,044.14	4,108.07	4,271.15	4,542.08

- (注) 1. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第53期の期首から適用しており、第52期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。
 2. 第53期の期首より「不動産賃貸取引に係る賃貸収入及び賃貸原価」について表示方法の変更を行っ
 - 2. 第53期の期首より「不動産賃貸取引に係る賃貸収入及び賃貸原価」について表示方法の変更を行っており、第52期の売上高については当該表示方法の変更を遡って適用した後の金額となっております。

(3) 重要な子会社の状況

会	社	名	資	本	金	出資比率	主	要	な	事	業	内	容
株式会社	横浜ファー	-マシー	819	9百万	可円	100%	医薬品、	化粧品	品、日	用雑貨	、一角	受食品の	の販売

(4) 対処すべき課題

当社グループにおいて、店舗網が拡大したことから物流網の整備、体制強化等による全体効率化が課題であると考えており、その効果的な活用に向けて課題の抽出と改善に努めてまいる所存であります。また、店舗出店が進む中、店長となるべき人材や各種専門家の育成が重要であると考えており、次代を担う人材の育成を図るべく教育カリキュラムの改善・実践に努めてまいる所存であります。

(**5**) **主要な事業内容**(2021年3月15日現在)

当社グループは、主に医薬品、化粧品、雑貨、一般食品を販売しております。

(6) **主要な事業所**(2021年3月15日現在)

	本 社	栃木県小山市
当社	店舗 合計308店舗 うち調剤薬局併設型121店 舗	岩手県 宮城県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 山梨県 長野県 静岡県
	本 社	青森県弘前市
株式会社横浜ファーマシー	店舗 合計38店舗 うち調剤薬局併設型2店舗	青森県 岩手県 秋田県

(7) 従業員の状況(2021年3月15日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事	業	区	分	従 業 員 数 前連結会計年度末比増減
	全	社		2,703 (4,123) 名 87名増 (13名増)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
 - 2. 当社グループは、特定のセグメントに区分できないため、全従業員数を全社として記載しております。

② 当社の従業員の状況

従	業	員	数	前事業年度末比増減	平	均	年	齢	平均勤	続年数	敜
	2,459	(3,812)	名	78名増(14名増)			35.0点	裁		12.1年	

⁽注)従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を()内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月15日現在)

借				入				先	借	入	額
(株)		栃		木		銀		行			百万円 5,976
(株)	三		井	住	友		銀	行			3,945
(株)		足		利		銀		行			3,851
(株)		常		陽		銀		行			3,844
農	木	木	中		央	金	Ž	庫			3,275
三	井	住	友	信	託	銀	行	(株)			1,320

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年3月15日現在)

① 発行可能株式総数 52,000,000株

② 発行済株式の総数 24,583,420株 (自己株式2,274,254株を含む)

③ 株主数 28,075名

④ 大株主 (上位10名)

株				主				名	3	所	有	株	式	数	持	株	比	率
公主	益 財 団	法	人	河	内	奨	学	財	団				2,60	千株			11.	65 [%]
河	内					伸			=				2,43.	5			10.	92
河	内					_			真			:	2,28	7			10.	25
河	内					博			子				1,33	0			5.	96
日本	マスター	- トラ	スー	へ 信 託 釒	银 行	(株)	(信	託口	1)				75	7			3.	40
河	内					タ			カ				70	8			3.	18
	MORGA 常任代			ASE E (株) み	3 A N ず	۷K Æ	3 8 銀	5 6 行	3,2				48	1			2.	16
(株) 日	本カ	スト	デ	イ銀	行	(信	託)				36	4			1.	63
カ	ワチ	薬	品	従 業	Į	1 1	寺	株	会				32	1			1.	44
TR	ATE UST 常任代	CO		ET : PAN (株) み	B A Y ず	- ' -	K 0 5 銀	A N 1 (行	_				22.	5			1.	01

⁽注) 1. 当社は自己株式を2,274,254株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

^{2.} 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約 権の状況

名		称	第7回新株予約権
発 行 決	議	日	2018年5月16日
新 株 予 約 権	の	数	190個
新株予約権の目的	り と な	る	普通株式
株式の種類	ک ک	数	19,000株
		奴	(新株予約権1個につき100株)
新 株 予 約 権 の 払	込 金	額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
新株予約権の行使	に際し	7	1株当たりの払込金額を1円とし、これに
		額	新株予約権の目的である株式数を乗じた金
出資される財産	の価	領	額とする。
<u> </u>	/± ±0	BB	2018年6月1日~
新株予約権の行	使 期	間	2048年5月31日
行使の	条	件	(注)
Fitz	♦±±	4Л.	保有者数 4人
取 取 (締っながたゆく	役	新株予約権の数 152個
【红外月	又締役を除く	1	目的となる株式数 15,200株

- (注) 1. 新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、 新株予約権を行使することができる。
 - 2. 上記1は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
 - 3. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況(2021年3月15日現在)

会	社におけ	る地	位	B	17	á	名	担当及び重要な兼職の状況
代表	表 取 締	役 社	長	河	内	伸		
取	締		役	小	松	順	嗣	管理本部長
取	締		役	大ク	へ保	勝	之	店舗開発部長
取	締		役	宮	原	誠	司	管理部長兼内部統制室長 株式会社横浜ファーマシー取締役
取	締		役	奥	Щ	広	道	株式会社横浜ファーマシー監査役 奥山公認会計士事務所所長 翼監査法人代表社員
取	締		役	渡	辺	林	治	リンジーアドバイス株式会社代表取締役社長 株式会社自重堂社外取締役 東京大学大学院医学系研究科特任講師
取	締		役	赤	松	育	子	株式会社トップス社外取締役 株式会社新生銀行社外監査役 東洋製罐グループホールディングス株式会社社外監査役
常	勤監	査	役	田	村	好	夫	
監	査		役	原		義	彦	原義彦税理士事務所所長
監	査		役	澤	田	雄	=	宇都宮中央法律事務所所長 滝沢ハム株式会社社外監査役 株式会社ナカニシ社外監査役 栃木県弁護士会会長

- (注) 1. 取締役奥山広道氏、取締役渡辺林治氏及び取締役赤松育子氏は、社外取締役であります。なお、当社は、社外取締役3名を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 2. 監査役原義彦氏及び監査役澤田雄二氏は、社外監査役であります。なお、当社は、両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 3. 監査役原義彦氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 4. 決算期後、2021年3月16日付で次のとおり取締役の担当の変更がありました。 なお、()内は従前の担当であります。

取締役(取締役管理本部長)

小松 順嗣

取締役管理部管掌(取締役管理部長兼内部統制室長)

宮原 誠司

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む。)及び監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。また、当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結できる旨も定めております。

なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の会社役員としての業務の遂行に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことによって被る損害が塡補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の故意 又は重過失に起因する損害賠償請求の場合は塡補の対象としないこととしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、当社の役員の報酬決定に関する方針について、当社の持続的成長への貢献度を考慮した単年度及び中期目標の達成状況により決定することとしております。報酬の構成としては、基本報酬と業績連動報酬(賞与及び中長期的インセンティブとしてのストックオプション)になります。社外取締役については、役割・責務の特性から固定報酬としております。報酬委員会においては、取締役会で決議する議案の審議・決定を行い、取締役会ではその審議結果を踏まえ決議されております。

なお、当社では2021年2月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

監査役の報酬については、分担した業務の難易度及び取締役の報酬とのバランス等を勘案 し、株主総会で承認された報酬限度額内で、監査役の協議により決定しております。

a. 基本報酬に関する方針

基本報酬については、持続的な企業価値の向上を動機づける報酬となるよう、各取締役の役割・責務、当社の業績等を勘案し決定するものとし、毎月支給しております。

b. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬については、連結業績予想に対する達成率(業績目標達成率)に基づき、 算出された額を賞与として毎年支給しております。なお、業績連動報酬に係る主たる目標 指標は、連結売上高、連結営業利益、連結経常利益、連結当期純利益(親会社株主に帰属 する当期純利益)となります。

c. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬については、取締役(社外取締役を除く)の中長期的な企業価値向上及び株価上昇への貢献意欲を高めるため、ストックオプション(新株予約権)を定時株主総会で 承認された範囲内で付与することがあります。

d. 報酬等の割合に関する方針

取締役の報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬を70%、業績連動報酬(非金銭報酬も含む)を30%としております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬額の総額	報酬等の利	重類別の総額	(百万円)	対象となる る役員の 員 <u>数</u>
12 頁 区 刀	(百万円)	基本報酬	業績連動金銭報酬	助 報 酬 等 非金銭報酬	員 数 (人)
取 締 役 (うち社外取締役)	262	182	79	—	7
	(28)	(28)	(-)	(-)	(3)
監 査 役	27	27	_	_	3
(うち社外監査役)	(13)	(13)	(-)	(-)	(2)
合 計	289	209	79	_	10
(うち社外役員)	(41)	(41)	(-)	(-)	(5)

(注) 1. 業績連動報酬の指標として業績目標達成率を採用する理由は、当社グループ全体の成長性と収益性を総合的に判断することが重要であると考えているためであります。

2020年4月24日に連結業績の予想として開示いたしました目標値は、連結売上高2,700億円、連結営業利益50億円、連結経常利益60億円、連結当期純利益(親会社株主に帰属する当期純利益)40億円であります。その実績値は、連結売上高2,844億円、連結営業利益105億円、連結経常利益115億円、連結当期純利益(親会社株主に帰属する当期純利益)71億円となりました。

- 2. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は、「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。
- 3. 取締役の金銭報酬の額は、1997年6月13日開催の第30回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額4億円以内として決議されております(使用人兼務取締役の使用人分は含まない)。

当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名です。

また、金銭報酬とは別枠で2017年6月13日開催の第50回定時株主総会において取締役(社外取締役を除く)が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を高めるため、上記取締役の報酬限度額とは別枠で、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額80百万円以内と決議されております。

当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は、5名です。

- 4. 監査役の金銭報酬の額は、1997年6月13日開催の第30回定時株主総会において、監査役の報酬限度額は年額60百万円以内としております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。
- 5. 取締役の報酬の具体的決定にあたっては、独立社外取締役2名及び社内取締役2名で構成され、かつ独立社外取締役が委員長を務める任意の報酬委員会において、業績や目標指標の達成度合及びガバナンスの実施状況等を検証の上、取締役報酬案を作成し、これを受けて取締役会は株主総会で承認された報酬限度額内で決定しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

取締役奥山広道氏は、株式会社横浜ファーマシーの監査役であります。株式会社横浜ファーマシーは、当社100%出資の子会社です。

また、奥山氏は奥山公認会計士事務所の所長及び翼監査法人の代表社員であります。当社は、奥山公認会計士事務所及び翼監査法人とは特別の関係はありません。

取締役渡辺林治氏は、リンジーアドバイス株式会社の代表取締役社長であります。当社と同社との間には特別の関係はありません。また、同氏は株式会社自重堂の社外取締役であります。当社と同社との間には特別の関係はありません。

取締役赤松育子氏は、株式会社トップスの社外取締役であります。当社と同社との間には 特別の関係はありません。また、同氏は株式会社新生銀行及び東洋製罐グループホールディ ングス株式会社の社外監査役であります。当社と同社との間には特別の関係はありません。

監査役原義彦氏は、原義彦税理士事務所の所長であります。当社は、原義彦税理士事務所 とは特別の関係はありません。

監査役澤田雄二氏は、宇都宮中央法律事務所の所長であります。当社は、同法律事務所所属の同氏以外の弁護士と当社の間において法律顧問業務等の委託取引があり、弁護士報酬は、契約等に基づき決定しております。また、同氏は滝沢ハム株式会社の社外監査役であります。当社と同社との間に商品仕入の取引関係がありますが、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。また、同氏は株式会社ナカニシの社外監査役であります。当社と同社との間には特別の関係はありません。

口. 当事業年度における主な活動状況

	区分			氏	名		主 な 活 動 状 況
取	締	役	奥	山	広	道	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、公認会計士・ 税理士としての専門的見地から、議案、審議等について、 必要な発言を適宜行っており、意思決定の妥当性・適正性 を確保するための適切な役割を果たしております。
取	締	役	渡	辺	林	治	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、企業経営に関する豊富な知識と経験から、議案、審議等について、必要な発言を適宜行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取	締	役	赤	松	育	子	2020年6月就任後、当該事業年度の取締役会の9割に出席 し公認会計士・公認不正検査士としての専門的見地から、 議案、審議等について、必要な発言を適宜行っており、意 思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果 たしております。
監	查	役	原		義	彦	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、 税理士としての専門的見地から、議案、審議等について、 必要な発言を適宜行っております。
監	査	役	澤	田	雄		当事業年度開催の取締役会の9割、監査役会の8割に出席 し、弁護士としての専門的見地から、議案、審議等につい て、必要な発言を適宜行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

東陽監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	44百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査 の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計 監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
- ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要 該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ.企業が存立を継続するためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識の下、 取締役は公正で高い倫理観に基づき行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努め る。
 - ロ. 取締役会は取締役から職務に関する報告を受け、その執行状況を監督する。
 - ハ. 取締役、内部監査人、外部弁護士を委員とし、監査役をオブザーバーとする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の運用状況を監督する。
 - 二. 社内から独立された弁護士を通報先とする公益通報制度に基づき、通報者の保護を徹底する。
- ② 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ. 企業集団としての経営効率化を図るため、関係会社管理規程に基づき、子会社の経営・業務を監視・監督する。
 - ロ. 当社及び子会社において、原則月1回の取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役 の職務執行状況の監督を行う。
 - ハ. 当社の役職員が子会社の取締役として子会社の取締役会に出席し、職務の執行状況を監督 する。なお、子会社の取締役会の議事は、関係会社管理規程に基づき、当社に報告される。
 - 二. 当社及び子会社の監査役は、取締役会等の重要な会議に出席する他、稟議書等の重要な書類を閲覧し、取締役の意思決定及び職務の執行状況を監視・監査する。
 - ホ. 当社の内部監査部門は当社及び子会社の業務監査を実施する。
- ③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限規程に 基づき決裁した文書等、取締役の職務執行に係る情報を適正に記録し、法令並びに文書管理 規程に基づき、文書等の保存及び管理を行う。
- ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. コンプライアンス及び内部統制に関する体制の整備状況、監査結果やリスク情報等の報告 を受け、リスク管理体制の整備を監督する。
 - ロ. 不測の事態が発生した場合は、「緊急事態対応マニュアル」に基づき、迅速且つ適切な対応に努め、損害を最小限に抑える。

- ⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 取締役会では決議すべき事項を定める他、経営会議等の各種会議体に権限を委譲し、審議・決定を実施すること等により、意思決定の迅速化を図るとともに、効果的且つ効率的な運営となるよう、その執行状況を監督する。
- ⑥ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 従業員に対して企業理念や行動規範を記載した行動準則や行動指針を配布し、その周知を 図る。
 - ロ. 組織規程、業務分掌規程等により、各部署及び役職者の職務の範囲や権限を定め、適切な 職務執行を図る。
 - ハ. 内部監査部門が内部監査規程に基づき、各部署の業務執行状況を監査する。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する 事項

監査役の求めに応じ、適宜職務を補助するスタッフを選任し従事させる。

- ⑧ 監査役のその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項 監査役の職務を補助するスタッフは、取締役と監査役が協議し、監査役が選任する。また そのスタッフの人事考課については、取締役と監査役が意見交換を行う。
- ⑨ 監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項 監査役の職務を補助するスタッフが、他部署を兼務する場合は、監査役に係る職務を優先 して従事するものとする。
- ⑩ 監査役への報告に関する体制
 - イ. 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、法令に従い、 直ちに監査役会に報告しなければならない。
 - ロ. 監査役は、取締役会の他コンプライアンス委員会等重要な会議に出席、並びにヒアリング 及び往査にて取締役及び従業員から報告を得る。
 - ハ、会議に出席しない監査役は、出席した監査役、取締役もしくは従業員から報告を受ける。
 - 二.子会社の監査役は当社の監査役との定期的な意見交換会に出席し、子会社の取締役会等重要な会議や監査結果から得られた情報を当社の監査役に報告する。
 - ホ. 当社の内部監査部門は、子会社における内部監査の結果等を監査役に報告する。
- ۱ 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社は、監査役へ報告を行った役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

- ② 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当 該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を 処理する。
- ③ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ、代表取締役と監査役は、定期的な会合をもち、相互認識と信頼関係を深めるよう努める。
 - ロ. 監査役会は、内部監査部門と定期的に情報交換をし、また、会計監査人とは適宜情報交換 を行い、効率的な監査に努める。
- ④ 反社会的勢力排除に向けた体制 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たず、不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関と緊密な連携を図り、利益供与は絶対に行わない。
- ⑤ 財務報告の信頼性を確保するための体制 財務報告の適正性を確保するために内部統制部門を設置し、内部監査部門と協調しながら 内部統制システムの構築・運用の推進を図る。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記の「業務の適正を確保するための体制」に基づき、その適切な運用に努めて おります。当事業年度におけるその運用状況の概要は次のとおりであります。

- ① 重要な会議の開催状況
 - 当社及び子会社において取締役会を定期的に開催し、重要事項の決定並びに取締役から職務に関する報告を受け、その執行状況を確認しました。
- ② コンプライアンスに関する取組み
 - イ. 当社において、コンプライアンス委員会を定期的に開催し、コンプライアンス違反の防止 に関して協議を行いました。
 - ロ. 公益通報制度の通報先では、通報者保護を最優先としつつ運用されていることを確認しま した。
 - ハ. 内部監査部門は当社及び子会社の業務執行状況を監査しました。
- ③ 企業集団における業務の適正の確保
 - イ. 子会社の取締役会の議事が定期的に報告され、適正に業務執行及びその監督が行われていることを確認しました。
 - ロ. 当社の役職員が子会社の取締役会に取締役及び監査役として出席しました。

④ リスクマネジメント

リスク軽減のため緊急事態対応に関するマニュアルの整備をさらに進め、社内周知を図りました。

- ⑤ 監査役の監査体制
 - イ. 監査役は、取締役会やコンプライアンス委員会等重要な会議に出席した他、稟議書等の重要な書類を閲覧し、取締役の意思決定及び職務の執行状況を確認しました。
 - ロ. 監査役は監査役会を定期的に開催し、内部監査部門及び子会社の監査役から報告を受け、 意見交換等を行いました。
 - ハ. 代表取締役と監査役は、定期的な会合を実施し、会社が対処すべき課題、会社を取り巻く リスク及び監査上の重要課題等について意見交換を行いました。
 - 二. 監査役と会計監査人は、定期的に情報交換を行いました。
- ⑥ 財務報告の信頼性の確保

内部統制部門は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から、子会社を含めて評価範囲を見直しました。内部監査部門は新たに追加された評価対象を含め、監査結果に基づき評価を実施しました。

連結貸借対照表 (2021年3月15日現在)

科			目		金 額	科				目		金	額
(資	産	の	部)			(負	信	Ę O	0	部)			
流	動	資	産		82,796	流	動	!	負	債	İ		65,037
現	金	及び	預	金	41,235	買		挂			金		41,220
売		掛		金	5,368			返済予2					10,259
		171,				未		法	人	税	等		3,065
商				品	30,729	賞				当	金		1,364
貯		蔵		品	32	ポ		ント	•		金		1,188
そ		の		他	5,429	災		損失		当	金		134
						そ _		σ,			他		7,805
固	定	資	産		111,303	固	定		負	債			28,205
有	形	固定	資	産	93,924	長				入	金		16,151
建	物及	ひ び 棹	事 築	物	40,153	退 ポ				る負			7,718
				地		不 資		ン 除	31	当債	金		513
土					50,105	貝そ		际 の	去、	惧	務他		2,840 981
建	設	仮	勘	定	1	[~] 負			 合		1世 計		93,243
そ		の		他	3,664	 (純	<u>"</u> 資	· 産	 の	部)	-1		95,245
無	形	固定	資	産	4,918	株	主		資	本	:		100,782
	712					資		本	~		È		13,001
そ		0		他	4,918	資	本	剰	余		- È		14,899
投	資そ	の他	の資	産	12,460	利	益		余		- È		77,293
投	資	有 価	証	券	76	自		2	株		ŧ		△4,411
敷	金五	ひ 伢	~ 証	金	7,988	その		包括利	益累	計額	İ		△2
						その	の他有	価証券	評価	差額釒	È		△2
繰	延	税 金	資	産	4,017	新	株	予	約	権			76
そ		Ø		他	377	純	資	産	î	合	計		100,857
資	産	合		計	194,100	負	債 糸	屯 資	産	合	計		194,100

連結損益計算書

(2020年3月16日から) 2021年3月15日まで)

科	目		金	(単位・日万円) 額
売	上	高		284,492
売 上	原	価		219,813
売 上	総利	益		64,678
販 売 費 及	び一般管理	費		54,117
営業	利	益		10,560
営 業	外 収 益	ŧ		
受取	利	息	28	
受取	配当	金	4	
受取	手 数	料	816	
太 陽 光	売 電 収	入	191	
そ	\mathcal{O}	他	400	1,441
営 業	外 費 用	1		
支 払	利	息	61	
支 払	手 数	料	171	
減 価	償却	費	74	
そ	の	他	112	420
経常		益		11,581
特別	利			
投資有価		益	9	
固 定 資	産 売 却	益	33	42
特 別	損			
固 定 資	産 売 却	損	6	
固 定 資	産 除 却	損	44	
減損	損	失	768	
災害損失	引 当 金 繰 入	額	134	
災害	損	失	3	
ح	0	他	29	987
税 金 等 調	整前当期純利	益		10,636
	民税及び事業	税		3,941
法人税	等 調 整	額		△414
当期	純利	益		7,109
親 会 社 株 主に	こ帰属する当期純利	益		7,109

連結株主資本等変動計算書

(2020年3月16日から) 2021年3月15日まで)

			株	主資	本	
	資	本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020年3月16日 残高		13,001	14,885	71,187	△4,434	94,640
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当				△1,003		△1,003
自己株式の取得					△0	△0
自己株式の処分			13		23	37
親会社株主に帰属する当期純利益				7,109		7,109
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)						
連結会計年度中の変動額合計		_	13	6,105	22	6,142
2021年3月15日 残高		13,001	14,899	77,293	△4,411	100,782

	その他の包括	5利益累計額	<u> </u>	姓次立 4 型
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	新株予約権	純資産合計
2020年3月16日 残高	△18	△18	77	94,699
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△1,003
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				37
親会社株主に帰属する当期 純 利 益				7,109
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	16	16	△0	15
連結会計年度中の変動額合計	16	16	△0	6,158
2021年3月15日 残高	△2	△2	76	100,857

貸借対照表 (2021年3月15日現在)

科			目	金額	科			金	額
(資	産		部)		(負		の 部)		
流	動	資	産	78,785	流		負 債		61,125
現	金 及	び	預 金	39,924	買	担土工艺术			38,874
売		掛	金	5,226	I		定長期借入金		9,582
商			品	28,361	未未	力 払	ム 金 費 用		3,954 2,082
貯		蔵	品	28	未	払法	人税等		3,004
前	払	費	用	386	未	払消	費税等		1,058
未	収	入	金	4,626	賞	与 引	当 金		1,328
7		の	他	231	ポ	イント			782
固	定	資	産	110,839	災	害損り			134
有	形固			90,027	そ 固	<i>∅</i> 定			323 27,092
建		۸E	女 物	35,975	長	期。作			15,193
構		築	物	3,058	退	職給作			7,718
機	械 及		装置	791	ポ	イント			513
1					資	産 除	去 債 務		2,696
車		運 搬		0	そ	0			970
器	具	備	品	2,678	負 (4+		合計		88,218
土			地	47,522	(純 +#	資 産主	の 部) 資 本		101,332
建		仮 勘		1	株資	本	資 本 金		13,001
無	形固		資 産	4,769	資	本 剰	余金		14,899
借		地	権	3,923	資	本			14,882
ソ	フト	ウ	エア	783	そ	の他資	本剰余金		17
電	話	加入	権	41	利	益 剰	余 金		77,842
そ		の	他	20	利	益準	1/14		1,158
投	資その	他の	資 産	16,042	そ	の他利	益 剰 余 金 積 立 金		76,683 57,700
投	資 有	価	証 券	66	I		ていた。 種 立 金 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		105
関	係 会	社	株式	4,025			却準備金		42
出		資	金	22			益剰余金		18,835
長	期前		費用	306	自	己	株 式		△4,411
長	期	貸付		4	評価	• 換 算	差額等		△2
敷	金及	び び 保	証金	7,761			評価差額金		△2 76
繰	延税		資 産	3,854	<u>新</u> 純	株 予 資 産	<u>約 権</u> 合 計		76 101,406
資	<u>施</u>		計	189,625	負値		<u> </u>		189,625
	<u>, </u>			103,023	J-C 15	· ••• >=	<u> </u>	-	. 00,020

損 益 計 算 書 (2020年3月16日から) 2021年3月15日まで)

 科		目		金	(単位・日万円)_ 額
売	上		高		266,394
		原	価		205,235
売 _	上 総	利	益		61,159
販 売 費	及び一	般管理	費		50,685
営	業	利	益		10,473
営業	外	収 益	ŧ		
受	取	利	息	28	
受 取		当	金	4	
受 取		数	料	756	
太陽	光 売	電 収	入	191	
そ	の		他	371	1,352
営 業	外	費用			
支	払	利	息	58	
支 払		数	料	170	
減 価		却	費	74	
そ	の		他	99	403
経	常	利	益		11,423
	别 利				
投 資 有			益	9	
固 定		売 却	益	31	40
	别 損				
固定	資 産	売 却	損	6	
固 定	資 産	除却	損	44	
減	損	損	失	731	
災害損	失引当	金繰入	額	134	
災	害	損	失	3	
ج 14 عا	<i>𝔻</i> ₩ #□	/r Ti	他	18	939
税引	前当期	純利	益		10,524
法人税、	住民税及		税		3,891
		調整	額		△412
当	期 純	利	益		7,044

株主資本等変動計算書

(2020年3月16日から) 2021年3月15日まで)

											(T-122-1-	17 4 1 47
			株		主			資		本		
		資 本	剰	余 金	利	益	£ #	剰 余		金		
	資本金	k 2 1/2 1/2		次士利令令	∓ıl→÷	その	り他利	益剰ź	全 金	到光剩今今	自己株式	株主資本 合計
	~	資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	別途 積立金	圧縮 積立金	特別償却 準備金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		台計
2020年3月16日 残高	13,001	14,882	3	14,885	1,158	57,700	106	136	12,699	71,800	△4,434	95,253
事業年度中の変動額												
剰 余 金 の 配 当									△1,003	△1,003		△1,003
自己株式の取得											△0	△0
自己株式の処分			13	13							23	37
圧縮積立金の取崩							△0		0	-		-
特別償却準備金の取崩								△94	94	-		-
当 期 純 利 益									7,044	7,044		7,044
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)												
事業年度中の変動額合計	-	-	13	13	-	-	△0	△94	6,136	6,041	22	6,078
2021年3月15日 残高	13,001	14,882	17	14,899	1,158	57,700	105	42	18,835	77,842	△4,411	101,332

	評価・換	算 差 額 等	新	株	予	約	権	純	資	産	合	計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	利	7本	1′	ポソ	佃	祁巴	具	生	Ή.	ĦΙ
2020年3月16日 残高	△18	△18					77				95	5,312
事業年度中の変動額												
剰 余 金 の 配 当											△1	1,003
自己株式の取得												△0
自己株式の処分												37
圧縮積立金の取崩												-
特別償却準備金の取崩												-
当 期 純 利 益											7	7,044
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	16	16					△0					15
事業年度中の変動額合計	16	16					△0				6	5,094
2021年3月15日 残高	△2	2 △2					76				101	1,406

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年4月23日

株式会社カ ワ チ 薬 品 取締役会 御中

東陽監査法人 東京事務所

指定社員 公認会計士 中野 敦夫 印業務執行社員 公認会計士 中野

指定社員 公認会計士 中里 直記 印業務執行社員 公認会計士 中里

指定社員 公認会計士 三宅 清文印

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社カワチ薬品の2020年3月16日から2021年3月15日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カワチ薬品及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行 を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。 さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、 監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計 上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、 入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に 関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確 実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起するこ と、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類 に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日ま でに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存 続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計 の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構 成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうか を評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分 かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施 に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する 規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻 害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行 う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年4月23日

株式会社カ ワ チ 薬 品 取締役会 御中

東陽監査法人東京事務所

指定社員 公認会計士 中里 直記 印業務執行社員

指定社員 公認会計士 三宅 清文印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社カワチ薬品の2020年3月16日から2021年3月15日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行 を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。 さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、 監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計 上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及 び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価 する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する 規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻 害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行 う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年3月16日から2021年3月15日までの第54期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に 従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環 境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年4月26日

株式会社カワチ薬品 監査役会 常勤監査役田 村 好 夫 印 社外監査役原 義 彦 印 社外監査役澤田 雄二郎

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は株主の皆様への利益還元を最重要経営課題として位置づけるとともに、将来の事業展開を勘案し、経営基盤の充実・強化による安定した成長を確保するために必要な内部留保を図りながら、継続的、安定的な配当を行うことを基本方針としております。

第54期の期末配当につきましては、普通配当45円に記念配当(創業60周年記念)5円を加え50円とさせていただきたく存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金50円 総額1.115.458.300円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2021年6月11日

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員(7名)は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する当社 の 株 式 の 数
1	がわ ち しん ご 河 内 伸 二 (1957年3月31日生) 再任	1991年 5月 当社取締役 1993年10月 取締役人材開発部長 1999年 6月 専務取締役 2000年 3月 専務取締役経営企画室長 2002年 6月 代表取締役社長(現任) 【取締役候補者とした理由】 河内伸二氏は、大型店の開発に携わり、営業部門、管理部門、経営幅広い分野にわたる豊富な経験と実績を有しており、当社の代表取以降も強力なリーダーシップのもと当社を牽引し、事業発展に尽力した。当社のさらなる企業価値向上のためには、同氏が引き続き取たることが必要であると判断し、取締役(候補者)としております。	双締役社長就任 力してまいりま 又締役の任にあ
2	*** 〈 ば かっ ゆき 大久保 勝 之 (1964年9月4日生) 再任	2005年 4月 当社商品部次長 2011年 4月 店舗運営部次長 2012年 9月 店舗運営部長 2013年 3月 執行役員店舗運営部長 2015年 6月 取締役営業統括部長 2019年 4月 取締役店舗開発部長(現任) 【取締役候補者とした理由】 大久保勝之氏は、営業部門における豊富な経験と実績を有してまた活かして営業部門を牽引し、事業発展に尽力してまいりました。る企業価値向上のためには、同氏が引き続き取締役の任にあたるこると判断し、取締役(候補者)としております。	4,000株 3り、その経験 当社のさらな

候補者 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
3	宮原誠 司 (1962年9月28日生)	2004年10月当社茨城南・千葉エリアスーパーバイザー2005年9月管理部次長2006年3月執行役員管理部長2014年1月株式会社横浜ファーマシー取締役(現任)2015年6月取締役管理部長2017年3月取締役管理部長兼内部統制室長2021年3月取締役管理部管掌(現任)	2,500株
		【取締役候補者とした理由】 宮原誠司氏は、営業部門及び管理部門における豊富な経験と実績を有しており、その経験を活かして管理部門を牽引し、現在は子会社の取締役の任にもあたる等、事業発展に尽力してまいりました。当社のさらなる企業価値向上のためには、同氏が引き続き取締役の任にあたることが必要であると判断し、取締役(候補者)としております。	
4	1 1 4 0 10 1 10	1990年 4月 株式会社野村総合研究所入社 1999年11月 シュローダー投信投資顧問株式会社 (現シュローダー・インベストメント・ マネジメント株式会社)入社 2009年 3月 リンジーアドバイス株式会社 代表取締役社長(現任) 2015年 8月 アスクル株式会社社外監査役 2015年 9月 株式会社自重堂社外取締役(現任) 2016年 6月 当社社外取締役(現任) 2020年 9月 東京大学大学院医学系研究科特任講師(現任) [重要な兼職の状況] リンジーアドバイス株式会社 代表取締役社長 株式会社自重堂 社外取締役 東京大学大学院医学系研究科特任講師	一株
		【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 渡辺林治氏は、博士(商学)を取得され、特に小売業の経営学に知識を有することに加え、機関投資家として豊富な経験を有する、でもあります。このことから、専門的且つ客観的立場からの経営の点による助言を適切にいただけるものと判断したためであります。選任された場合は、指名委員会、報酬委員会の委員として、当社の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いたな	現役の経営者 の監督と株主視 また、同氏が の役員候補者の

候補者 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
5	*************************************	1995年 1月 太田昭和監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人)入所 2010年12月 学校法人産業能率大学総合研究所経営管理研究所 主任研究員 2018年 8月 株式会社トップス社外取締役(現任) 2019年 4月 学校法人産業能率大学総合研究所経営管理研究所 主幹研究員 2019年 6月 株式会社新生銀行社外監査役(現任) 2019年 7月 日本公認会計士協会理事(現任) 2020年 6月 当社社外取締役(現任) 2020年 6月 東洋製罐グループホールディングス株式会社 社外監査役(現任) [重要な兼職の状況] 株式会社新生銀行 社外監査役 東洋製罐グループホールディングス株式会社 社外監査役 東洋製罐グループホールディングス株式会社 社外監査役	一株
		【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 赤松育子氏は、監査法人で公認会計士、公認不正検査士としてキャリアを積まれており、特に企業組織におけるコンプライアンスやガバナンスについて、会計士としての専門的知識を有し且つ実務にも精通しております。また自らの経験をふまえ、働く女性のキャリア形成についての見識も高く、経営の監督と女性視点による助言を適切にいただけるものと判断したためであります。また、同氏が選任された場合は、指名委員会、報酬委員会の委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 宮原誠司氏は、当社の子会社である株式会社横浜ファーマシーの取締役であります。
 - 3. 渡辺林治氏及び赤松育子氏は、社外取締役候補者であります。
 - 4. 当社は、株式会社東京証券取引所に対して渡辺林治氏及び赤松育子氏を独立役員として届け出ております。 なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き両氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
 - 5. 渡辺林治氏及び赤松育子氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって渡辺林治氏が5年、赤松育子氏が1年であります。
 - 6. 当社は渡辺林治氏及び赤松育子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の 損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第 1項に定める最低責任限度額としております。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続す る予定であります。

7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の会社役員としての業務の遂行に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことによって被る損害が塡補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の故意又は重過失に起因する損害賠償請求の場合は塡補の対象としないこととしております。なお、各候補者の選任が承認された場合には、当該契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

株主総会会場ご案内

会 場 栃木県小山市神鳥谷202番地 小山グランドホテル (2階) TEL 0285-24-5111 (代表)



交 通 ○電車をご利用の場合 JR小山駅よりタクシーで約5分 ○お車をご利用の場合 佐野藤岡ICより約25分

